経済産業省
関東経済産業局

令和３年度「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトの概要案等について

令和３年４月２７日
経済産業省 関東経済産業局

１．広域関東圏ポータルサイトのこれまでの取組状況

- 関東経済産業局は、各都県、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携し、広域関東圏都県内企業の一時的な雇用シェアニーズに対応するための広域関東圏版ポータルサイト「広域関東de人材シェア！」を、令和２年１０月に開設。
- 送り出し・受入れ企業は、ポータルサイトから、送り出し・受入れ職種や希望人数等の情報を登録。受入企業のうち、希望する企業は、ポータルサイトに求人情報を掲載。各都県の産業雇用安定センターは、マッチングを希望する送り出し・受入れ企業との企業間マッチングを実施。
- 令和３年３月末までに、広域関東圏内で２件のマッチングが成立。
- 今年度は、在籍型出向に限定したポータルサイトを開設予定。（現在関係機関と調整中）

広域ポータルサイト企業登録実績

【令和3年3月31日時点】

●プレビュー数：51,858　件

●受け入れ希望企業数(求人企業掲載数)
：221件

「広域関東de人材シェア！」の支援スキーム

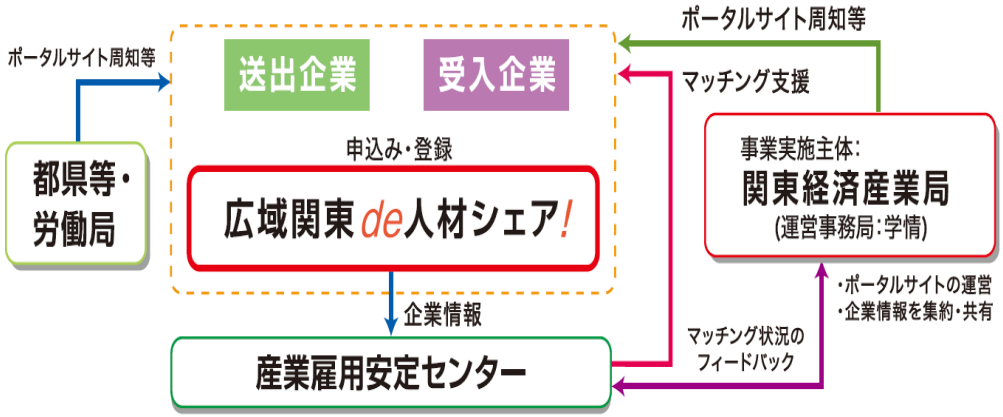

※広域関東圏（1都10県）：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
※本支援の対象は、産業雇用安定センターが支援可能な案件に限ります。
※都県により一部スキームが異なる場合があります。

２．令和3年度「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトについて【調整中】

- 支援の流れ

①送出・受入希望企業がポータルサイトに登録申込み。
※受入企業情報をポータルサイトに掲載（希望者のみ）

②登録のあった情報を所管地域の産業雇用安定センター等に自動転送。

③情報提供のあった産業雇用安定センターがマッチング支援を実施。

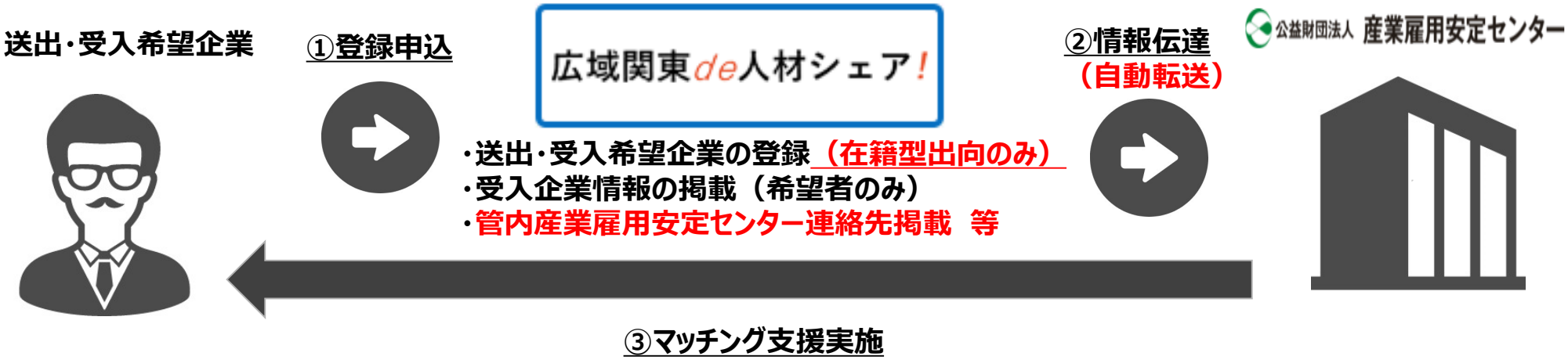

協議会構成員の皆様へのお願い

県内企業の皆様に対する「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトの周知をお願いいたします。

【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置

- ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の**経営改革の実現**のため、**新卒・中途採用による外部人材の獲得**や**人材育成への投資**を促進する制度とした上で、延長する。

改正概要　【適用期限：令和４年度末まで】

＜赤字が主な改正箇所＞

旧制度
（中堅・大企業向け賃上げ税制）

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額
が前年度より**３％**以上増加

かつ

【通常要件②】
国内設備投資額
が減価償却費の95%以上

【措置内容】
✓ **雇用者給与等支給額の増加額**の**15%**
を税額控除

【上乗せ要件】
教育訓練費
が**過去２年度平均**より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**５％上乗せ**

（控除上限は、法人税額の20%）

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

現行制度（令和3年4月１日～）
（人材確保等促進税制）

【通常要件】
新規雇用者（新卒・中途）**給与等支給額**
が前年度より**２％**以上増加

【措置内容】
✓ **新規雇用者給与等支給額**（※）の**15%**
を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
が**前年度**より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**５％上乗せ**

（控除上限は、法人税額の20%）

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない